

平成28年第2回日南町議会定例会

陳情文書表

受理番号	受理年月日	件名	請願の要旨	請願者の住所及び氏名	付託委員会
第1号	平成28年 2月18日	T P P協定を国会で批准しないことを求める陳情	別紙写し のとおり	鳥取県鳥取市鹿野町今市916 農民運動鳥取県連合会 今本 潔	経済福祉常任委員会
第2号	平成28年 2月19日	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採 択を求める陳情書	別紙写し のとおり	鳥取県鳥取市西品治806 鳥取県労働組合総連合 議長 田中 暁	総務教育常任委員会



## TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情

2016年 2月 18日

日南町 議会議長  
村上正広 殿

陳情団体 農民運動鳥取県連合会  
代表者 今本 潔  
住 所 鳥取県鳥取市鹿野町今市916  
電話 0857(84)2260



### [陳情趣旨]

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定は2月4日に調印を終え、各国での批准作業に移りました。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、「大筋合意」後もその全容を示さないまま「TPP対策費」を含む補正予算を通し、約2900頁とされる協定及び付属書の公表も2月2日となるなどきちんと精査する時間も与えないで国会に批准を求めようとしています。国や地域、さらには国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続きはふさわしくありません。

一方TPP協定は、少なくともGDPで85%以上6ヶ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。今行われている米国大統領選挙の候補者の内、TPP「大筋合意」支持は少数派であり、米国の批准は早くても11月の大統領・議員選挙後と見られています。米国の状況とは無関係に、今国会中に成立を目指すのはあまりにも拙速すぎます。

協定の内容も問題です。米麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産品5品目全てで大幅な譲歩をおこない、くわえて重要5品目の3割、その他農産品では98%の関税撤廃を合意しています。さらには政府が「守った」としている重要5品目の「例外」も、7年後に米国など5カ国と関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今示されている「合意」は、通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあります。これでは地域農業は立ちゆきません。

また、透明性や規制の整合性確保を理由に、医療をはじめ健康や暮らしを守るさまざまな規制・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からも意見を表明できる規定さえあります。TPPと並行して行われてきた日米二国間協議では、アメリカからの規制緩和要求を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るといふ、主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいます。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を衆参両院議長に提出することを陳情します。

### [陳情項目]

1. 国会決議に違反するTPP協定の批准は行わないこと。

日南町議会  
議長 村上 正広 様



2016年2月4日

鳥取県労働組合総連合

議長 田中 暁

鳥取市西品治 806 TEL0857-21-3171

## 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」 の採択を求める陳情書

### 【陳情の趣旨】

アベノミクスによる“異次元の金融緩和”によって、大企業の内部留保は増えてきましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。“雇用の流動化”が推し進められ、非正規労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円以下というワーキング・プアに陥っています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立も出産もできない人が増え、少子高齢化がますます進行し、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害するという“貧困の連鎖”も社会問題化しています。

現在の最低賃金は、最も高い東京で時給907円、本県では最も低い693円です。毎日フルタイムで働いても月10万～13万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限の生活”はできません。しかも、時間額で214円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっています。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

安倍首相は、昨年11月の経済財政諮問会議で「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」と述べ、「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認めました。しかし年3%では「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円をめざす」とした「雇用戦略対話」での政労使合意を先延ばしすることになります。

中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。さらに公正取引の確立の面からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切です。

最低賃金法第9条には、「最低賃金の原則」として「労働者の生計費と賃金」に海外でもあまり例のない「支払能力」が併記されています。大企業の経済活動に大きく左右される、「雇用者1人当たりの雇用者報酬」「1就業者あたり年間販売額」「1就業者当たり年間事業収入額」などが地域ランクの判断要素とされ、政府や使用者側は、これらを理由に、劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者との賃金で比較しています。それらが「生計費」原則を無視した地場賃金を低くおさえ、地域間の賃金格差を固定・拡大することで、地域経済の疲弊の進行を黙認しているのです。

憲法では「すべて国民は、法の下に平等」「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としています。そして最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護を下回ってはならないとしています。最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。

以上